

帰省禁止措置に伴う国内移動制限（運輸大臣令の発出）

2020年4月24日

- 4月23日、ルフト・パンジャイタン運輸大臣代行は、断食月(ラマダン)及び断食明け大祭（レバラン）期間の帰省禁止措置に伴う移動制限に関する運輸大臣令を発布しました。
- 同大臣令によれば、4月24日から5月31日まで、大規模社会制限の対象地域等から出入域する陸上交通、鉄道交通、海上交通、航空交通の移動手段の運行・使用が禁止されます。規制期間は延長される可能性があります。
- 航空交通については、国内線のみが制限対象とされ、国際定期旅客便は対象となっていません。国内線については、本24日以降、順次運航が停止される模様です。
- 陸上交通については、ジャカルタ首都圏域外からのスカルノ・ハッタ国際空港へのアクセスを在インドネシア日本国大使館にて確認中です。追加情報を入手次第、改めてお知らせします。
- 本大臣令の発出に伴い、中長距離の公共交通機関が運休しているほか、ジャカルタ首都圏を含む大規模社会制限措置がとられている地域においては、高速道路等道路の出入口付近に設置された検問所で通行車両の監視が行なわれている模様です。
- 在留邦人の皆様におかれましては、最新情報の入手に努めてください。

1 4月23日、ルフト・パンジャイタン運輸大臣代行は、断食月(ラマダン)及び断食明け大祭（レバラン）期間の帰省禁止措置に伴う移動制限に関する運輸大臣令を発布しました。この運輸大臣令のポイントは以下のとおりです。

(1) 総論

- ・ 4月24日から5月31日まで、陸上交通、鉄道交通、海上交通、航空交通の移動手段の運行・使用が禁止される。この禁止措置は、大規模社会制限の実施行政区、新型コロナウイルス感染の「レッド・ゾーン」（感染が確認され、脆弱性の高い人口集団がある場所）、複数の大規模社会制限の実施行政区から成る集合地域からの出入域に対して適用される。規制期間は延長できる。
- ・ 本措置により運行が取り止められた公共交通機関の購入済みのチケットは、全額払い戻しをしなければならない。

(2) 陸上交通

- ・ バスや乗用車を使用した公共交通、私有の乗用車・バス・バイク等が規制対象となり、政府公用車、物資輸送のための車両や、消防車、救急車、物流車両等は規制の対象外とする。
- ・ 高速道路や一般道の出入り口付近に検問所が設置され、警察及び陸運局による監視が行われる。違反車両は、4月24日から5月7日まではUターンが求められ、5月8日から5月31日までは、それに加え、法令に基づく罰則が科される。

(3) 鉄道交通

都市間を結ぶ鉄道路線について、旅客列車の運行が禁止され、物資輸送用の車両は規制の対象外とする。ジャカルタ首都圏（ジャカルタ、ボゴール、デポック、タンゲラン、ブカシ）内の鉄道は、大規模社会制限措置に従って運行されるが、同首都圏から入りする鉄道の運行は停止される。

(4) 海上交通

限定された地域の定期便等いくつかの例外を除き、国内の全ての旅客船舶の運航が禁止される。

(5) 航空交通

- ・ 大規模社会制限の対象地域及び新型コロナウイルス感染の「レッド・ゾーン」の出入域を目的とした、空港を通じた国内移動は禁止される。インドネシア政府要人や外国賓客の移動、大使館・総領事館等の活動、インドネシア国民及び外国人の帰国のための特別フライトの運航、貨物便の運航、その他の運輸省航空総局長が許可する活動は、規制の対象外とする。

2 4月24日付けの領事メール（<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100048197.pdf>）でお知らせしたとおり、国際定期旅客便は本移動制限の対象とはなっていません。当館は、国際定期旅客便運航への影響を引き続き注視し、必要に応じて、領事メールで情報提供いたします。国内線については、これまでの情報によれば、本24日以降、順次運航が停止される模様です。

3 陸上交通については、ジャカルタ首都圏域外からのスカルノ・ハッタ国際空港へのアクセスを在インドネシア日本国大使館にて現在確認しているところです。追加情報を入手次第、お知らせします。

4 本大臣令発出に伴い、中長距離の多くの公共交通機関が運休しているほか、本措置による規制対象地域の境界付近では、高速道路含む道路に設置された検問所で監視が行われていると報道もあります。

5 在留邦人の皆様におかれても、インドネシア政府の方針は今後も変更があり得ることを念頭に、最新情報の入手に引き続き努めてください。